

法人税関係

「交際費等」該当性をめぐる近時の裁判例の動向

1 はじめに

東京地裁令和5年5月12日判決(税資第273号(順号13850))は、法人が支出した飲食費が、法人税法上の「交際費等」に当たるか否かをめぐって争われた事案である。本稿では、法人税法上の交際費等の判断枠組みについて、近時の裁判例を通じて整理する。なお、本件は納税者の立証責任の問題も付随する事案であるが、本稿では割愛する。また、本件は確定している。

2 本件の要約

X1社・X2社(以下「X社ら」という。)は、広告の企画等を行う株式会社で、いずれも中小法人であり、オーナーは同一人である。

Xらの接待費用はオーナー個人の現金やクレジットカードで支払われ、交際費等に該当するものとして各勘定科目に計上されていた。しかし、元帳には飲食等の年月日の記載があるだけで、得意先などの氏名、関係、参加者数、飲食店等の名称・所在地などの記載はなかった。

税務調査でカード明細を提出した結果、飲食等の代金3期分両社合わせて約1億6,500万円はオーナーの個人的支出と判断され、「交際費等」該当性が否定された。

3 裁判所の判断

裁判所は、総論として法人の支出を損金算入するためには、一般的に業務との関連性と業務遂行上の必要性を満たすことが

必要であること、すなわち業務との関連性が明らかではないものは損金算入ができないことを示した。

交際費等に関しては、飲食等の日時を特定を前提に、①相手方が事業関係者等であり、②目的が取引関係の円滑な進行を図ることにあり、③態様が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であることを示した。さらに、支出の目的が単に人脈を広げるといふ抽象的な必要性だけでは、業務関連性は認められないことを示した。

他方、接待の結果として具体的な取引や契約の成立といった可視的成果が伴わなくとも、継続的な取引関係が存在する場合には業務関連性を肯定し得ること、すなわち確たる成果までを要請しない姿勢を示した。

本件は東京高裁平成15年9月9日判決(税資第253号(順号9426) 萬有製薬事件)の判断枠組みを踏襲したものと評価でき、広義の人脈構築等に基づく支出は否定する一方、要件を満たす範囲に限り交際費等該当性を認める判断が示され、従来の判断枠組みをあらためて実証的に補強するものと位置付けられる。

4 対応策

交際費等として損金算入を主張するのであれば、これまでの取引実績を把握し、相手方との継続的な取引関係があることを説明できるよう準備しておくことが重要となる。また、継続的

な取引関係がまだ形成されていない相手に対する支出については、業務関連性を裏付けるため、どのように具体的な業務と結びついているのかを明確に示せるようにしておく必要がある。

5 最後に

中小法人の内実、倫理性・透明性において大企業と比肩し得るものから、オーナーの裁量が強く働き経営管理体制が未成熟な段階にとどまるものまで極めて多様である。

業務遂行上の必要性、すなわち必要経費性を厳格に求める考え方は、本来、所得税法(所法37及び所令96)特有のものであって、法人税法にはかかる内容を明示する法的根拠は存在しない。法人税法の領域にまで必要経費性を広く敷衍することの当否については、なお慎重な検討を要するところである。

上記のような状況の中で、法人税法においても、個人的支出の延長線上にあるような費用については課税の公平を担保する観点から、「業務関連性(必要性)」という観念的フィルターが相応の説得力をもって受容されているのが実務の現状である。

今後、同種事案が上級審に付されることによって、いかなる判断枠組みが確立されるのか、引き続き注視すべき課題である。

右山研究グループ
宮本 正人